

素晴らしい時間をありがとう

各学年素晴らしい演奏をしてくれた音楽会でした。保護者の皆様や来賓の皆様にも鑑賞していただくことができ、コロナ禍での苦しい開催を思えば、当たり前にできることを改めてありがたいことだと思いました。来賓の方々からは、「子どもが進行したり指揮をしたりするのもよかったです。」「手作りの小道具を工夫しているのもよかったです」「子どもに合った選曲をしていた」「学年があがるごとに成長を感じた」などの感想をいただきました。朝の気温が3℃という冷え込みもありましたが、子どもたちが笑顔で活躍してくれて心が温まりました。支えてくださった保護者の皆様にも感謝申し上げます。

なお、本日の音楽会の様子は佐久ケーブルテレビで11月17日19:00から放送されることです。(再放送は18日20:00から)

昨日23日は二十四節気の「霜降(そうこう)」。朝晩の冷え込みが強まり、北日本や山間部では霜が降り始めるころです。東日本や西日本でも年によっては木枯らしが吹き始め、冬の気配を感じます。期間でいうと、次の二十四節気「立冬」の前日、今年は11月6日までが「霜降」にあたります。山々も秋が深まっていきますが、大人も子どもも健康に留意してお過ごしください。

お知らせとお願い

1 本校敷地内への車の乗り入れについて

本日も校庭への駐車を整然としていただきありがとうございました。

平常時、児童昇降口前のロータリーへの車の乗り入れは原則として禁止です。登下校時の児童の安全のためにご理解とご協力をお願いいたします。本校では大学の先生による児童の活動量の調査もしていただいているが、日常的にしっかりと歩くことが生涯にわたる健康にとって大事です。なお、体調不良などのお迎えなどは職員玄関前付近に駐車し、事務室や職員室にお声がけください。また、悪天候などによる緊急的なお迎えをお願いする際はオクレンジャー等による連絡の通行方法に従ってください。

2 児童による学校施設の器物損壊に係る費用弁済について

佐久市では、児童が校内の窓ガラスやドアなど公共物を故意または故意に近い状況で損壊した場合、下記のように弁済を求めることが定められていますので、お知らせします。

- (1) 客観的で正確な事実把握に基づき、損壊行為を「故意によるもの」「重大な過失（故意に近いもの）」「不可抗力によるもの」に区分し、区分に応じた弁済を求める。
- (2) 行為区分ごとの弁済請求率の目安は次のとおりとし、これを基準に各学校で定めるものとする。

区分	行為の態様	弁済請求率
1	「故意によるもの」	100%
2	「重大な過失（故意に近いもの）」	50%
3	「不可抗力によるもの」	0%

浅科小学校では、発生事実に基づき児童の発達段階や教育効果などを踏まえ総合的に判断し、上記の基準により弁済のお願いをさせていただいております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。